

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○保安林の指定予定の通知 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (2件) (")	1
○道路の区域変更 (4件) (道 路 課)	2
公 告	
○土地改良区の設立認可の適否決定 (2件) (農業基盤課)	2
○県営土地改良事業の計画の定め (")	3

告 示

高知県告示第582号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 保安林予定森林の所在場所
香美市香北町猪野々楠ノ木字カンバノウチ771の2、772の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字カンバノウチ771の2・772の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備

え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第583号

平成28年9月農林水産省告示第1711号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
土佐郡本川村寺川158番地
イ 氏名
十亀 正範
 - 登記簿記載の住所
土佐郡本川村寺川2番地
イ 氏名
岡林 作太郎
 - 登記簿記載の住所
記載なし
イ 氏名
川村 久万之助
 - 登記簿記載の住所
東京都日野市大字日野1013番地の8
イ 氏名
栗田 昭平
 - 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成9年11月農林水産省告示第1652号
 - 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
- ### 高知県告示第584号
- 平成28年9月農林水産省告示第1719号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所及び関係町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
- 平成28年10月21日
- 高知県知事 尾崎 正直
- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所
高知市朝倉丙2159番地2 ミタニ建設社宅102号

- 氏名
福島 正男
 - 登記簿記載の住所
中村市田野川甲1641番地
イ 氏名
池田 富一
 - 登記簿記載の住所
記載なし
イ 氏名
栗本 幾七
 - 登記簿記載の住所
高知市百石町四丁目4番15号
イ 氏名
岡林 あや子
 - 登記簿記載の住所
須崎市東古市町2番5号
イ 氏名
田辺 博造
 - 登記簿記載の住所
高岡郡大野見村奈路791番地
イ 氏名
田辺 博造
 - 登記簿記載の住所
東京都狛江市市元和泉二丁目24番6号
イ 氏名
田邊 一夫
 - 登記簿記載の住所
東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
イ 氏名
王子緑化株式会社
 - 登記簿記載の住所
土佐郡大川村上小南川307番地22
イ 氏名
向井 リツ子
 - 登記簿記載の住所
土佐郡大川村上小南川200番地
イ 氏名
伊藤 輝馬
- 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 - 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成7年12月農林水産省告示第1968号
 - 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・

期間及び樹種について
高知県告示第585号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成28年10月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成28年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町大森字子ズギアレ2番14から	前	14.4 }	67
		16.4	
吾川郡いの町大森字トホノ石101番23地先まで	後	23.0 }	67
		30.0	

高知県告示第586号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成28年10月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成28年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町字長谷川丸162番16から	前	15.0 }	410
		66.0	
香美市土佐山田町楠目字小野4072番まで	後	14.1 }	410
		66.0	

高知県告示第587号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成28年10月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成28年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村宿毛
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村柚ノ木字シュウリナン714番1	前	10.5 }	29
		14.3	
幡多郡三原村柚ノ木字シュウリナン714番1から幡多郡三原村柚ノ木字シュウリナン714番2まで	後	10.5 }	29
		12.0	

高知県告示第588号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成28年10月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成28年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田井大瀬
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
長岡郡本山町吉野字下立野202番5から	前	7.3 }	59
長岡郡本山町吉野字			

大西424番10地先まで		10.4	
長岡郡本山町吉野字下立野202番5から	後	10.6	59
長岡郡本山町吉野字大西424番10まで		15.0	

 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、和田孝明ほか16名からの四万十市利岡土地改良区の設立認可の申請は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成28年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
 (1) 土地改良事業計画書の写し
 (2) 定款の写し
- 2 縦覧期間
 平成28年10月21日から同年11月21日まで
- 3 縦覧場所
 四万十市役所
- 4 その他
 この公告に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 また、この公告に係る決定については、上記の審査請求のほか、この公告に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となる。）、この公告に係る決定の取消しの訴えを提起することができる。

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、山下洋文ほか14名からの四万十市三里土地改良区の設立認可の申請は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成28年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類  
 (1) 土地改良事業計画書の写し  
 (2) 定款の写し

2 縦覧期間  
平成28年10月21日から同年11月21日まで

3 縦覧場所  
四万十市役所

4 その他

この公告に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この公告に係る決定については、上記の審査請求のほか、この公告に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となる。）、この公告に係る決定の取消しの訴えを提起することができる。



土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（利岡地区農地整備事業（経営体育成型（区画整理）））の計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成28年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類  
県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間  
平成28年10月21日から同年11月21日まで

3 縦覧場所  
四万十市役所

4 その他

この公告に係る決定については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

また、この公告に係る決定については、上記の審査請求のほか、この公告に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となる。）、この公告に係る決定の取消しの訴えを提起することができる。